



Title	療養のための休暇・休職制度：公務員の世界にみる その沿革
Author(s)	小嶋, 典明
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 1-56
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79151
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

療養のための休暇・休職制度

——公務員の世界にみるその沿革——

小
寫
典
明

一 はじめに——法令上の根拠（現行規定）

二 療養のための休暇制度

1 戦 前——省令から勅令へ

2 戦 後——官吏俸給令から給与法附則へ

三 療養のための休職制度

1 戦 前

A 官吏非職条例から文官分限令へ

B 公立学校職員休職ノ件から公立学校職員俸給令・同分限令へ

2 戦 後

A 国家公務員法の制定・改正と人事院規則の変遷

B 教育公務員特例法の制定・改正と給与法の第二次改正

補 傷病手当金——健康保険と共済組合

1 健康保険法と傷病手当金

2 国家公務員共済組合法と傷病手当金

一 はじめに——法令上の根拠（現行規定）

前例があれば、躊躇することなく、これに従う。その前例を根拠づける法令があれば、さらにいうことはない。このようにして、公務員の既得権なるものは形成されてきた。⁽¹⁾ 病気やケガによる療養のための休暇・休職制度も、その一例にほかならない。

たとえば、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（以下「勤務時間法」という）は、「病気休暇」と見出しの付いた一八条で「病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする」と定め、これを受け、人事院規則一五—一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）は、二一条で次のように規定する（以下、傍線は筆者による）。

（病気休暇）

第二十一条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（略）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人事院が定める日（略）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（「国家公務員災害」補償法第一条の二に規定する通

勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 「人事院」規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第二十三条の規定により同規則別表第四に規定する生活規正の面Bの指導区分（深夜勤務や時間外勤務をさせないこと等により、「勤務に制限を加える必要のあるもの」を指す――注）の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第二十四条第一項の事後措置を受けた場合

2 以下、略

「やむを得ないと認められる必要最小限度の期間」とはいつでも、病気休暇の期間は九〇日まで続く。しかも、休暇中の給与は減額されない。給与の減額について定めた「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「給与法」という）一五条が、休暇⁽²⁾については、次のようにその例外を認めているからである。

（給与の減額）

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しな

いことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

たしかに、給与法附則第六項は、次のように病気休暇の期間が九〇日を超えた時点で「俸給の半額を減ずる」旨を規定している。しかし、このことは、逆に病気休暇の期間が九〇日を超えない場合には、俸給の全額を支給すると定めているに等しい（反対解釈）。

附 則

6 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合（平成二年二月三十一日までは、結核性疾患を指していた——注）にあつては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

また、そもそも病気休暇の期間は「連続して九十日を超えることはできない」（人事院規則一五——一四第二条一項ただし書）以上、俸給半減といつても、リアリティに欠ける。そして、さらに療養を必要とする職員は、多く

の場合、休職へと移行する。以下のように定める国家公務員法（以下「国公法」ともいう）および人事院規則一一―四（職員の身分保障）の規定が、その根拠を提供する。

○ 国家公務員法

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

（休職の効果）

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

②・③ 略

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

○ 人事院規則一一四（職員の身分保障）

（休職の場合）

第三条（二項、略）

2 法第七十九条各号……に該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。（以下、略）

（休職中の職員等の保有する官職）

第四条 休職中の職員は、休職にされた時占めていた官職又は休職中に異動した官職を保有するものとする。

ただし、併任に係る官職については、この限りでない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて補充することを妨げるものではない。

3 略

（休職の期間）

第五条 法第七十九条第一号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、……三年を超えない範囲

内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 以下、略

（復職）

第六条 法第七十九条第一号……に掲げる休職の事由が消滅したときにおいては、当該職員が離職し、又は他

の事由により休職にされない限り、すみやかにその職員を復職させなければならない。

2 略

「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」。この国公法七九条一号に基づく休職（以下「傷病休職」ともいう）の場合、当該傷病がいわゆる公務災害によるものであれ、私傷病であれ、休職の期間に区別はない。三年を経過してもなお復職できない場合には、同法七八条二号に定める「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」、あるいは三号という「その他その官職に必要な適格性を欠く場合」に該当するものとして、分限免職の対象となる⁽³⁾。

国公法制定当初は、後にみるように「当然退職者とする」旨が明文の規定をもって定められていたが、現在もその解釈は基本的に変わっていない⁽⁴⁾。こうした解釈は、国公法附則一六条により、一般職の職員には労働基準法が適用されないことによって、初めて可能になった⁽⁵⁾。

他方、休職期間中の給与については、公務災害（通勤災害を含む）による傷病と私傷病の間で、その取扱いに一定の違いが設けられている。次のように定める、給与法二三条の規定がそれである。

（休職者の給与）

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（略）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、

その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4・5 略

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 略

国公法八〇条四項の規定からは、休職期間中は原則として給与が支給されないかのような印象をいだいてしまうが、現実には右にみたように相当異なる。

「給与に関する法律で別段の定め」をすることにより、いずれは、可能な限り給与を支給できる環境を用意する。そこに当初から狙いを定めていた、といえなくもない。

実際にも、給与法が右のように「休職者の給与」の骨格を定めるのに、さほど時間はかからなかった。後述するように、以来、六五年の歳月がすでに経過している。病気休暇にいたっては、ちょうどその倍に当たる一三〇年の歴史がある。病気休暇にせよ、傷病休職にせよ、今日、その存在に疑問を持つ公務員はいない。既得権としての域をもはや超越した存在。これらの制度については、このようにいうこともできよう。

二 療養のための休暇制度

1 戦前——省令から勅令へ

病気休暇の制度は、早くも明治時代にその確立をみる。そこでは、高等官（勅任官および奏任官⁽⁶⁾）について関連規定が設けられ、判任官がその「例ニ拠ル」とのスタイルが一貫して採られた。当初は、勅令ではなく、大蔵省令に定めが置かれたが、以下にみるように、やがて勅令そのものがこれを定めることになる。⁽⁷⁾

【省令時代】

イ―1 高等官官等俸給令（明治一九年三月一七日勅令第六号）

第一条 高等官ヲ分テ勅任官奏任官トス

第二十二條 本令中俸給ニ関スル細則ハ大蔵大臣其省令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

イ―2 高等官俸給支給細則（明治一九年四月五日大蔵省令第一二号）

第一条 高等官ノ年俸ハ之ヲ四分シ二月五月八月十一月ノ四期ニ於テ之ヲ支給スルモノトス

第二条 俸給ノ支給ハ新任転任増俸減俸共総テ発令ノ翌日ヨリ起算シ其当月分ハ日割ヲ以テ計算スルモノトス

第三条 廃官退官及ヒ死亡ノ時ハ当月分ノ俸給ヲ支給シ日割ヲ以テ計算セス

第四条 非職廃官退官ノ者事務引継残務取調ノ為メ特ニ命ヲ承ケ公務ニ従事スルトキハ其間尚ホ従前ノ俸ヲ給与ス

第五条 願済休暇旅行ノ者及ヒ私事ノ故障（自己ノ病氣ヲ除ク）ニ由リ上庁セサルモノ三十日以後ハ日割ヲ以テ俸給ノ半額ヲ減スルモノトス

第六条 病氣（転地療養トモ）ニ由リ上庁セサルモノ九十日以後ハ日割ヲ以テ俸給ノ半額ヲ減スルモノトス但公務ノ為メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ此限ニアラス

第七条 優恩ニ由リ賜暇休養及ヒ暑中休暇ハ第五条及ヒ第六条ノ限ニアラス

イ―3 判任官官等俸給令（明治一九年四月三〇日勅令第三六号）

第八条 本令中俸給細則ハ大蔵大臣其省令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

イ―4 判任官俸給支給細則（明治一九年五月四日大蔵省令第二〇号）

第六条 右ニ掲ル者ノ外ハ総テ高等官年俸支給法ノ例ニ拠ル

【勅令時代】

口―1―1 高等官任命及俸給令（明治二十四年七月二十七日勅令第八二号）

第十二条 高等文官ノ年俸ハ之ヲ四分シ二月五月八月十一月ノ四期ニ於テ之ヲ給ス

第十三条 俸給ハ新任増俸減俸トモ総テ発令ノ翌日より計算ス

第十四条 非職廃官退官及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシテ当月分ノ全額ヲ給ス

第十五条 非職廃官退官者事務引継残務調理ノ為特ニ命ヲ承ケ公務ニ従事スルトキハ其間尚従前ノ年俸ヲ給ス

第十六条 病氣ノ為執務セサルコト九十日ヲ踰エルモノハ俸給ノ半額ヲ減ス但公務ノ為傷療ヲ受ケ又ハ疾病ニ

罹リタルモノ及優恩ニ由リ賜暇休養スルモノハ此限ニアラス

第十七条 前条ノ外私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト三十日ヲ踰エルモノハ俸給ノ半額ヲ減ス

附 則

第二十条 本令ハ明治二十四年八月十六日より施行ス

② 明治十九年勅令第六号高等官官等俸給令ハ本令施行ノ日より廃止ス

口―1―2 判任官俸給令（明治二十四年七月二十七日勅令第八三号）

第六条 前条ノ外俸給支給ニ関シテハ高等官任命及俸給令第十三条第十四条第十五条第十六条第十七条ノ例ニ

依ル

附則

第八条 本令ハ明治二十四年八月十六日より施行ス

② 明治十九年勅令第三十六号判任官官等俸給令ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

口—2—1 高等官官等俸給令（明治二五年一月一日勅令第九六号）

第十四条 年俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第十五条 俸給ハ新任増俸減俸トモ総テ発令ノ翌日ヨリ計算ス

第十六条 非職廢官退官退職及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシ当月分ノ全額ヲ給ス

第十七条 非職廢官退官者事務引継殘務調理ノ為特ニ命ヲ承ケ公務ニ従事スルトキハ其間尚従前ノ年俸ヲ給ス

第十八条 病氣ノ為執務セサルコト九十日ヲ踰ユル者及私事ノ故障ニ由リ執務セサルコト三十日ヲ踰ユル者ハ

俸給ノ半額ヲ減ス但公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及特旨ニ由リ賜暇休養スル者ハ

此限ニアラス

附則

第二十条 本令ハ明治二十五年十一月二十日より施行ス但第十四条ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス⁽⁸⁾

第二十一条 明治二十四年勅令第八十二号高等官任命及俸給令並二同年勅令第二百十五号文武高等官官職等級

表ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

② 略

口―2―2 判任官俸給令の改正（明治二五年一月一四日勅令第九七号）

第六条 前条ノ外俸給支給ニ関シテハ高等官官等俸給令第十五条第十六条第十七条第十八条ノ例ニ依ル

口―3 高等官官等俸給令（明治四三年三月二八日勅令第一三四号）

第三十二条 年俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第三十三条 俸給ハ新任増俸減俸トモ総テ発令ノ翌日より計算ス

② 略

第三十四条 廃官退官退職及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシ当月分ノ全額ヲ給ス

第三十五条 休職廃官退官ノ者事務引継残務調理ノ為特ニ命ヲ受ケ事務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ間仍従前ノ年俸ヲ給ス

第三十六条 病氣ノ為執務セサルコト九十日ヲ超ユル者及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及特旨ニ由リ賜暇休養スル者ハ此ノ限ニ在ラス

附 則（抄）

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

2 戦後——官吏俸給令から給与法附則へ

昭和二十二年四月一日、前述した高等官官等俸給令および判任官俸給令は廃止され、これらの勅令に代えて、官吏俸給令が勅令第一九二号として公布をみる（即日施行⁽⁹⁾）。そして、その七条は、戦前の病気休暇に関する俸給半減規定をそのまま踏襲する形で、次のように定めることになる。

第七条

病氣ノ為執務セザルコト九十日ヲ超ユル者及私事ノ故障ニ因リ執務セザルコト三十日ヲ超ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ズ但シ公務ノ為傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及特旨ニ依リ賜暇休養スル者ハ

此ノ限ニ在ラズ

その翌年、昭和二十二年一〇月二一日に公布された「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律」（法律第一二二号、翌二十三年一月一日施行）は、その第一項本文で「官吏の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による」と規定。さらに、昭和二十五年十二月二七日に公布をみた、給与法の第一次改正法に当たたる「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（法律第二九九号、翌二十六年一月一日施行）附則第一三項が「俸給の支給方法に關しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第一百九十二号）第一条から第六条まで……の例によらないものとする」と規定したため、その反対解釈として、官吏

俸給令七条については、従前どおり、その例によることになった。⁽¹⁰⁾

しかし、給与法そのものに先にみたような形で病気休暇に関する俸給半減規定が置かれるまでは、なお三五年もの歳月を必要とした。給与法に病気休暇を含む休暇に関する規定が新設され、その題名がいったんは「一般職の職員⁽¹¹⁾の給与等に関する法律」と改められた、昭和六〇年二月二日公布の第三次改正法（法律第九七号）が、それである。

そして、給与法の附則第一六項（公布日に施行）には、現行の附則第六項と内容をほぼ同じくする、次のような規定が新たに設けられることになった。

附 則

16 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合にあっては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

以来、三〇年余りが経過した今日なお、本来は「当分の間」における経過措置を定めたにすぎない、この附則はその原型を維持している（先にみたように、結核性疾患の場合における休暇の期間を一年とする特例⁽¹²⁾がなくなった

こと以外に、変更点はない)。既得権は守りたい。しかし、本則に書いて目立つ(国民の批判にさらされる)ことも、できれば避けたい。そうした深謀遠慮の結果、こうなったともいえよう。

三 療養のための休職制度

1 戦前

A 官吏非職条例から文官分限令へ

現在という「休職」は、かつて「非職」と呼ばれた。このことは、先にみた高等官官等俸給令の歩みからもわかる(明治二五年の俸給令一七条と、明治四三年の俸給令三五条を比較参照)が、休職期間の長さや休職期間における俸給支給の有無・程度等、休職制度の中身は、休暇制度とは異なり必ずしも一定せず、以下にみるように、変転を繰り返すことになる(以下、本則については、制定当時または改正後の規定を記す)。

イ―1 官吏非職条例の制定(明治一七年一月四日太政官達第三号)

第一条

官吏(判任官以上並ニ出仕御用係モ之ニ準ス)¹³⁾奉職中廢庁廢官又ハ各官庁ノ事務張弛其他疾病等ノ事

故ニ因リ本属長官ハ其僚属ノ官吏ニ非職ヲ命スルコトヲ得但勅任官ノ非職ハ上裁ニ依リ奏任官ハ太政大臣ノ

認可ヲ経テ之ヲ命ス

第二条

非職員ハ其本官ヲ奉シテ常ニ其職務ニ従事セス其他総テ在職官吏ニ異ナルコトナシ

第三条

本属長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ非職員ヲシテ更ニ其職務ニ従事セシムルコトヲ得

② 略

第四条

非職ハ三年ヲ一期トス期滿レハ其官ヲ免ス

第五条

非職中ノ俸給ハ現俸三分ノ一ヲ支給ス

イ―2 官吏非職条例の改正（明治一七年四月二五日太政官達第三九号）

第一条

官吏（判任官以上並ニ出仕御用係モ之ニ準ス）奉職中各官庁ノ事務張弛其他疾病等ノ事故ニ因リ本属

長官ハ其僚属ノ官吏ニ非職ヲ命スルコトヲ得但勅任官ノ非職ハ上裁ニ依リ奏任官ハ太政大臣ノ認可ヲ経テ之

ヲ命ス

第六条

廢庁廢官ノ際御用滞在ヲ命スル者アルトキハ本条例ニ準拠ス

イ―3 官吏非職条例の改正（明治一七年九月二五日太政官達第七七号）

第七条

非職員ハ特ニ本属長官ノ許可ヲ得テ地方病院学校及農工商陸海運輸等会社ノ業務ニ従事シ其役員ト為

ルコトヲ得

②

本属長官ハ其非職員ノ勅任官ニ係ルモノハ上裁ニ依リ奏任官ニ係ルモノハ太政大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ許可

ス

第八条

非職中第七条ノ業務ニ従事シ其給料ヲ受ルノ時間ハ第五条ノ俸給ヲ支給セス

イ―4 官吏非職条例の改正（明治二年七月二十四日勅令第一〇一号）

第七条 非職員ハ特ニ本属長官ノ許可ヲ得テ市町村及学校病院会社其他法人ノ業務ニ従事シ其役員ト為ルコトヲ得

② 略（改正なし）

イ―5 官吏非職条例の改正（明治三年七月二十五日勅令第一三九号）

第七条 非職員ハ特ニ本属長官ノ許可ヲ得テ地方病院学校及農工商陸海運輸等会社ノ業務ニ従事シ其役員ト為リ又ハ商業ヲ営ムコトヲ得但此場合ニ於テハ第五条ノ俸給ヲ支給セス（一項の改正）

イ―6 官吏非職条例の改正（明治二年三月二十二日勅令第二三号）

第五条 削除（但シ明治二十四年四月一日現在ノ非職員ニハ其非職年限内仍ホ現俸四分ノ一ヲ支給ス）

ロ―1 文官分限令の制定（明治三十二年三月二十八日勅令第六二号）

第一条 本令ハ親任式ヲ以テ叙任スル官、公使、秘書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外一般ノ文官ニ適用ス

第二条 官吏ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ処分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其ノ官ヲ免セラルルコトナシ

第三条 官吏左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

一 不具、廢疾ニ因リ又ハ身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ
三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

② 前項第一号ニ依リ其ノ官ヲ免スルトキハ高等官ニ在テハ文官高等懲戒委員会、判任官ニ在テハ文官普通懲戒委員会ノ審査ニ付ス

第四条 官吏ハ廃官若ハ廃庁ノ場合ニ於テハ当然退官者トス

第五条 第十一条第一項第三号及第四号ニ依リ休職ヲ命セラレ満期ニ至リタルトキハ当然退官者トス

第六条 官吏ハ其ノ意ニ反シテ同等官以下ニ転官セラルルコトナシ

第七条 文官高等懲戒委員会ニ顧問医二人ヲ置ク

② 審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問医ヲ加フルコトヲ得

第八条 文官普通懲戒委員会ニ臨時顧問医ヲ置ク

第九条 懲戒委員会ハ本令ニ依ル審査ヲ為ス前予メ顧問医ノ意見ヲ徴スヘシ

第十条 第三条第二項ニ依ル懲戒委員会ノ審査ニ関シテハ文官懲戒令第十二条第十三条第二十四条第二十五条

第二十九条乃至第三十四条ノ規定ヲ準用ス

第十一条 官吏左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員会ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ関シ告訴若ハ告発セラレタルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

② 前項休職ノ期間ハ第一号及第二号ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員会又ハ裁判所ニ繫属中トシ第三号及第四号ノ場合ニ在テハ満三年トス

第十二条 休職者ハ其ノ本官ヲ奉シテ職務ニ従事セス其ノ他総テ在職官吏ト異ナルコトナシ

② 前条第一項第三号及第四号ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本属長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命スルコトヲ得

第十三条 第十一条ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

第十四条 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣総理大臣、奏任官ニ在テハ内閣総理大臣ヲ經テ本属長官奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

② 休職ハ勅任官ニ在テハ内閣総理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣総理大臣ノ認可ヲ經テ本属長官之ヲ命ス其ノ復職ヲ命スルトキ亦同シ

附 則

第十五条 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

② 官吏非職条例、明治二十三年勅令第二百八十六号（「技術官ノ休職ニ関スル件」を指す——注、後掲）其ノ他従前ノ命令ニシテ本令ノ規定ニ抵触スルモノハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

第十六条 本令施行前官吏非職条例又ハ明治二十三年勅令第二百八十六号ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セラレ未タ満期ニ至ラサル者ハ本令第十一条第一項第四号ノ休職者ニ関スル規定ヲ適用ス但シ本令第十三条ハ此ノ限ニ在ラス

第十七条 本令中休職トアルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト看做ス

口―2 文官分限令の改正（明治三六年十一月五日勅令第一五六号）

第十一条 官吏左ノ各号ノ一二該当スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得（一項については、改正なし）

一―三 略

四 官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

② 前項休職ノ期間ハ第一号及第二号ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員会又ハ裁判所ニ繫属中トシ第三号及

第四号ノ場合ニ在テハ高等官ニ付テハ満二年、判任官ニ付テハ満一年トス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ノ休職期間ハ仍其ノ規定ニ依ル但シ本令施行ノ日ヨリ起算シ本令規定ノ年限以上ノ残期間アルモノニ付テハ其ノ日ヨリ起算シテ本令ノ規定ヲ適用ス

【参考】 技術官ノ休職ニ関スル件（明治二十三年二月二十七日勅令第二八六号）

第一条 技術官ノ休職ハ一年ヲ一期トス期満レハ其官ヲ免ス

第二条 技術官ノ休職ニ関シ特別ノ規定ナキモノハ総テ官吏非職ノ例ニ依ル

第三条 本令ハ明治二十四年二月一日ヨリ施行ス現ニ休職中ノ者ノ休職期限モ亦同日ヨリ起算ス

休職（非職）期間が満了すれば、当然退官（免官）となることでは一貫していたものの、休職期間については、満三年が高等官は満二年、判任官は満一年へと、短縮をみる。他方、休職期間中の俸給支給については、四分の一支給から支給なし、三分の一支給へと、二転三転する。そんな変遷が、そこにはみられた。

なお、文官分限令においては、疾病等の事故が休職事由として明定されなくなったとはいえ、「官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」がその代役を果たすことになる。¹⁴ こうした点にも留意が必要といえよう。

B 公立学校職員休職ノ件から公立学校職員俸給令・同分限令へ

官吏（文官）については、以上にみたとおりであるが、いわゆる待遇官吏¹⁵についても、官吏に準じた休職制度の整備が図られる。以下では、その代表例ともいべき公立学校職員のケースをみてみよう。

イ―1 公立学校職員休職ノ件の制定（明治二七年八月九日勅令第一四一号）

第一条 学校編制ノ変更事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサル場合其ノ他傷痍疾病等ノ事故アル場合ニ於テハ
地方長官ハ公立学校職員ニ休職ヲ命スルコトヲ得

② 予備後備ノ軍籍ニ在ル公立学校職員戦時若クハ事変ニ際シ召集セラレタルトキハ当然休職ヲ命セラレタル
モノトス

③ 第一項ニ依ル休職ノ期限ハ一箇年トシ第二項ニ依ル休職ノ期限ハ其ノ事故止ミタル後尚三箇月トス
第二条 休職ノ期限満ツルトキハ当然退職者トス

第三条 休職者ハ職務ニ従事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ全ク受ケサルノ外総テ本職者ト異ルコトナシ

附 則

第四条 本令ハ市町村立小学校教員ニ適用セス

第五条 明治二十七年六月五日以後本令施行以前ニ召集セラレタル者ハ其ノ召集ノ日ヨリ休職ヲ命セラレタルモノトス

イ―2 公立学校職員休職ノ件の改正（明治三十七年二月六日勅令第二三四号）

第一条（一項、略）

- ② 公立学校職員ニシテ戦時又ハ事変ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキハ当然休職者トス
- ③ 略（改正なし）

イ―3 公立学校職員休職ノ件の改正（明治四十一年四月一八日勅令第九五号）

第一条 学校編制ノ変更事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサル場合教員養成ヲ目的トスル官立府県立学校ニ

入学スル場合其ノ他傷痍疾病等ノ事故アル場合ニ於テハ地方長官ハ公立学校職員ニ休職ヲ命スルコトヲ得

② 略（改正なし）

- ③ 第一項中教員養成ヲ目的トスル官立府県立学校ニ入学スル場合ノ休職及前項ニ依ル休職ノ期間ハ其ノ事故止ミタル後尙三月トシ其ノ他ノ場合ノ休職ノ期間ハ一年トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

口―1 公立学校職員俸給令の制定（明治三十六年三月二十八日勅令第六六号）

第一条 本令ニ於テ職員ト称スルハ公立ノ専門学校、師範学校、中学校、高等女学校及実業学校ノ職員ニシテ
奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ヲ謂フ

第二条 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル専門学校及実業専門学校ノ職員ノ年俸ハ第一号表ニ依ル

第三条 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル師範学校、中学校、高等女学校及実業学校 実業専門学校ヲ除クノ職員ノ年俸ハ第二号表ニ依ル

第四条 判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ月俸ハ第三号表ニ依ル

第五条 官吏ニシテ在官ノ儘職員ニ任セラレタル者ノ俸給ハ等級相当ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第六条 一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功労アル職員ニハ本俸三分ノ一以下ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第七条 教員ニシテ舎監、主事ヲ兼ヌル者ニハ相当ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八条 教員ノ俸給ハ其ノ教授時数ニ応シ等級相当ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第九条 二校以上ノ職員ヲ兼ヌル者ニハ其ノ俸給ヲ分割シテ関係学校ノ経費中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得

第十条 陸軍給与令又ハ海軍軍人俸給令ニ依リ俸給ヲ受クル職員ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ俸給額職員ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第十一条 俸給ハ毎級在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸五百円以下ノ者及判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸三十五円以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二条 名称又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル学校ノ職員ニ転任スル場合ニ於テ支給スル

俸給ハ前職ノ俸給額ニ相当スル俸給以下トス若シ相当額ナキトキハ其ノ最モ近キ上級ノ俸給以下トス但シ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ニ在リテハ一級ヲ進ムルコトヲ得

② 前項ノ規定ハ年俸六百円以下又ハ月俸四十円以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス

第十三条 退職後一年以内ニ再任セラルル場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス

② 前項ノ場合ニ於テ其ノ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得

③ 前二項ノ規定ハ年俸六百円以下又ハ月俸四十円以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス

④ 退職後一年以内ニ名称又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル学校ノ職員ニ任セラルル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第十四条 前三条ノ俸給額ニハ加俸ヲ算入セス

第十五条 休職者ニハ俸給ヲ支給セス但シ特別ノ事情アルトキハ俸給ノ三分ノ一以下ヲ支給スルコトヲ得

第十六条 特別ノ事情ニ依リ第十一条乃至第十三条ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方長官ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十七条 高等官官等俸給令第十三条乃至第十八条（第十八条…病氣休暇に関する俸給半減の規定——注）ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニ関シ判任官俸給令第五条及第六条（高等官官等俸給令第十八条等の

「例ニ依ル」ことを規定——注）ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニ関シ之ヲ準用ス

第十八条 俸給支給ニ関スル細則ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第十九条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十条 略

(第一号表、第三号表 略)

口―2 公立学校職員俸給令の改正 (大正三年一月五日勅令第二〇五号)

第十条 陸軍給与令又ハ海軍給与令ニ依リ俸給ヲ受クル職員ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ俸給額職員ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第十五条 休職者ニハ其ノ休職中俸給三分ノ一ヲ給ス但シ教員養成ヲ目的トスル官立府県立ノ学校ニ入学スル場合ニ於テ休職ヲ命セラレタル者ニ付テハ之ヲ給セス又ハ三分ノ一以下ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際休職中ノ者ノ俸給ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

ハ 公立学校職員分限令の制定 (大正四年一月二七日勅令第三号)

第一条 本令ハ公立ノ専門学校師範学校中学校高等学校及実業学校ノ職員ニシテ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ適用ス

第二条 公立学校職員ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

第三条 公立学校職員左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得

一 不具廃疾ニ因リ又ハ身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ

三 学校編制ノ変更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

② 前項第一号ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ免スルトキハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官高等懲戒委員会、判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ文官普通懲戒委員会ノ審査ニ付ス

第四条 公立学校職員ハ廃職若ハ廃校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル場合ニ於テハ当然退職者トス

第五条 第八条第一項第三号乃至第五号ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八条第二項ノ規定ニ依リ休職ト為リ満期ニ至リタルトキハ当然退職者トス

第六条 公立学校職員ハ其ノ意ニ反シテ待遇ヲ下シ又ハ俸給ヲ減セラルコトナシ

第七条 文官分限令第九条及第十条ノ規定ハ公立学校職員ニ関シ之ヲ準用ス

第八条 公立学校職員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒事件ニ関シ懲戒委員会ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ関シ告訴又ハ告発セラレタルトキ

三 学校編制ノ変更其ノ他ノ事由ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 教員養成ヲ目的トスル官立府県立学校ニ入学スルトキ

五 教育上又ハ事務上必要ナルトキ

② 公立学校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戦時事変ニ際シ召集セラレタル者ハ当然退職者トス但シ師範学校訓導ニシテ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九条

休職ノ期間ハ前条第一項第一号及第二号ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ懲戒委員会又ハ裁判所ニ繫属中トシ第三号及第五号ノ場合ニ在リテハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ二年、判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ付テハ一年トシ第四号及前条第二項ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尚ホ三月トス

第十条

休職者ハ職務ニ従事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ケサルノ外総テ在職者ト異ナルコトナシ

第十一条

休職ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ内閣総理大臣ノ認可ヲ經テ文部大臣之ヲ命シ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ在リテハ地方長官之ヲ命ス其ノ復職ヲ命スルトキ亦同シ

附則

明治二十七年勅令第四百十一号（公立学校職員休職ノ件）を指す——注）ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際休職中ノ者ニ関シテハ仍旧令ニ依ル

満期退職という考え方は、ここでも一貫しているが、休職期間については、一般の官吏（文官）とは逆に、一年であったものが、奏任待遇であった者については二年に延長されている。休職期間中の俸給支給についても、俸給令をみる限り、特別の事情がある場合の三分の一以下支給（原則無給）から、三分の一支給へと一定の改善を見た。⁽¹⁶⁾なお、傷病休職は、分限令八条一項五号にいう「教育上又ハ事務上必要ナルトキ」に該当する休職にこれが含まれることになる。こうして、官吏であると待遇官吏であるとを問わず、休職制度については一定の相場ができあがった。このようにいって、大過はあるまい。

2 戦後

A 国家公務員法の制定・改正と人事院規則の変遷

傷病休職制度について、国家公務員法は、制定当初、戦前の枠組みをほぼ維持した規定を置く。しかし、国公法の施行（昭和二年七月一日施行）後、半年を経ずして行われた第一次改正（同年十二月三日施行）により、以下にみるように、その規定内容は、現行法と概ね同じものに姿を変える。

イ―1 国家公務員法の制定（昭和二年一〇月二一日法律第二二〇号）

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

（休職の効果）

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

② 略

③ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

附 則

第一条 この法律中附則第二条の規定（臨時人事委員会に関する規定——注）は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

②・③ 略

イ―2 国家公務員法の改正（昭和二十三年二月三日法律第二二二号／第一次改正）

（休職の効果）

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

②・③ 略

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与準則で別段の定をしない限り、何等の給与を受けてはならない。

第一次改正法律附則

第一条 この法律は、公布の日から、施行する。（但書、略）

本稿の冒頭（二）でみた現行法との違いは、八〇条四項の「給与準則」が「給与に関する法律」と改められた点以外にはない。そして、この改正を受け、人事院規則に定める（傷病）休職に関する規定は、次のような変遷をたどることになった。

□―1 人事院規則一一一の制定（昭和二十四年六月一三日施行）

休職の期間

- 1 法第七十九条第一号の規定による休職の期間は、二年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

□―2 人事院規則一一一の改正（昭和二十六年七月一七日施行）

休職の期間

- 第一条 法第七十九条第一号の規定による休職の期間は、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

- 第二条 前条の規定により定めた休職の期間が三年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き三年をこえない範囲内において、これを更新することができる。

口—3 人事院規則一一—三の制定（昭和二六年九月一〇日施行）

職員の休職

第二条 法第七十九条第一号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、前条の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも三年をこえない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。休職期間中その事由が消滅したときは、休職は、当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならぬ。

第三条 前条の規定により定めた休職の期間が三年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、これを更新することができる。

口—4 人事院規則一一—四（職員の身分保障）の制定（昭和二七年六月一日施行）

（休職の場合）

第三条 （二項、略）

2 法第七十九条各号及び前項各号の一に該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。

（休職中の職員等の保有する官職）

第四条 休職中の職員は、休職にされた時占めていた官職又は休職中に異動した官職を保有するものとする。

但し、併任に係る官職については、この限りでない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて補充することを妨げるものではない。

(休職の期間)

第五条 法第七十九条第一号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第三条第一項各号の規定

による休職の期間は、必要に応じ、いずれも三年をこえない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が三年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き三年をこえない範囲内において、これを更新することができる。

2 第三条第二項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

(復職)

第六条 法第七十九条第一号及びこの規則第三条第一項各号に掲げる休職の事由が消滅したときにおいては、

当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、すみやかにその職員を復職させなければならない。

2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は、当然復職するものとする。

こうして、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い、わが国が独立を回復する昭和二十七年四月二八日前後には、傷病休職の期間を三年以内とする、現在の制度枠組みが完成をみることになる。では、一年から三年への休職期間の延長がなぜ、このようにスムーズに進行したのか。そこには、文字どおり長期の療養を必要とする結核への配慮があつた、と考えられる。

なかでも、教育公務員特例法の制定と改正は、以下にみるように、休職期間中の給与支給のあり方を含め、休職制度全体に大きな影響を与えるものとなった。こういつて、間違いはない。

B 教育公務員特例法の制定・改正と給与法の第二次改正

昭和二十四年一月二日に、法律第一号として公布され、即日施行された教育公務員特例法（以下「教特法」とい¹⁷う）は、一四条で次のように規定する。時期的には、先にみた国公法の第一次改正法の施行直後のことであり、この改正法に基づく人事院規則一一―一は、その時点ではまだ施行（制定）されていなかった。

（休職の期間及び効果）

第十四条 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

第四回国会に内閣が提出した法案においては、一四条二項は「前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる」と定めるものであったが、国会修正により、「俸給の全額」が「給与の全額」に、「支給することができる」が「支給する」に、それぞれ改められるという経緯もあった。

法案の審議に当たっては「高等学校以下の生徒児童を対象とする場合におきまして、特に結核性疾患のような伝

染力の非常に強いものにつきましては、生徒児童を保護する上から行きましても、又先生たちが無理して学校に出られて病気を悪くするというふうなことがあつてはならない、教育者と被教育者保護の面からこういうふうな規定を設けた」といった答弁も、政府委員からは行われている¹⁸。教員（教育公務員）に対して、なぜこのような特例が認められたのか。その理由は、この答弁からも明らかといえる。

さらに、教特法一四条は、その第一次改正法（昭和二六年六月一六日法律第二四一号、即日施行）によって、以下のように改められる（但書の追加）。このことが、先にみた人事院規則一一一の改正による休職期間の延長（二年を三年に延長）に影響を与えたことも、想像に難くない。

（休職の期間及び効果）

第十四条 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

こうしたなか、給与法にも、その第二次改正法（昭和二六年一月三〇日法律第二七八号、即日施行）により、次のように定める休職者の給与規定（同年一〇月一日適用）が設けられる。

(休職者の給与)

第二十三条

職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の金額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4～6 略

公務災害や結核性疾患と差を設けることにより、それ以外の心身の故障の場合にも、俸給等の支給に途を拓く。教特法の制定と改正は、このような公務員の待遇改善（条文の体裁としても、悪くはない）に格好の口実を与えるものとなった。ただ、結核性疾患に「便乗した」にすぎないといわれれば、おそらく反論はできまい。⁽¹⁹⁾

近年、うつ病等の精神疾患による休職が長期化しているとはいえ、結核性疾患以外の病気で長期の療養を要するものがそもそもどれだけあるのか。三年の傷病休職も、休職一年目における俸給等の八割支給も、正々堂々と主張できる「権利」かという点、疑問符が付く。少なくともそうした反省は、公務員にも必要といえよう。

補 傷病手当金——健康保険と共済組合

1 健康保険法と傷病手当金

病気やケガによる欠勤が一定期間続けば、休職とする。民間企業においても、このような休職を制度化しているところは多い。⁽²⁰⁾ その間、多くの労働者は、傷病手当金の支給を受けることによって生活を支え、療養に専念する。⁽²¹⁾ その傷病が業務上のものであると否とにかかわらず、労務の提供がない以上、使用者に賃金の支払い義務はない。公務災害（通勤災害を含む）による傷病であれば、給与の全額が支給され、私傷病であっても、九〇日の病気休暇に加え、一年間、俸給等の八割が支給される公務員の世界とは違う。

たしかに、傷病手当金の歴史は古い。傷病手当金の制度は、健康保険法の制定当初から存在し、その沿革は他の保険給付と同様、給付が始まった昭和二年一月一日まで、これをさかのぼることができる。

しかし、傷病手当金についても、その支給期間が最初から現在と同じように一年六か月であったわけではない。およそ半世紀にわたって、支給期間は終始変わることなく、六か月（当初は一八〇日）にとどまっていた。⁽²²⁾ 以下にみるように、それもまた事実だったのである。

イ―1 健康保険法の制定（大正一一年四月二日法律第七〇号）

第四十五条 被保険者療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手当金トシテ一日ニ付報酬日額

ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六条 病院ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スヘキ傷病手当金ハ勅令（健康保険法施行令七九条――

注・後掲）ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七条 療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付百八十日ヲ超

エテ之ヲ為サス

② 業務上ノ事由ニ依リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ

一年内百八十日ヲ超エテ之ヲ為サス

③ 被保険者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス傷病手当金ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【注】 健康保険法の第一次改正（大正一五年三月二九日法律第三四号）により、次のように附則を改正。

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保険給付及費用ノ負担ニ関スル規定ハ大正十六年（昭和二

年――注）一月一日ヨリ之ヲ施行ス

【参考】 健康保険法施行令（大正一五年六月三〇日勅令第二四三号）

第七十九条 病院ニ収容シタル被保険者ニ対シ支給スヘキ傷病手当金ハ左ノ額トス

一 主トシテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合 標準報酬月額ノ百分ノ二十

二 前号ニ掲クル者二人以内ナル場合 標準報酬月額ノ百分ノ四十

三 第一号ニ掲クル者三人以上ナル場合

標準報酬日額ノ百分ノ六十

イ―2 健康保険法の改正（昭和四年三月二八日法律第二〇号／第二次改正）

第四十七条 療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付其ノ保険給付

ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

（二項・三項 削除）

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（但書、略）

【注】 昭和四年五月二九日勅令第一四二号により、同年六月一日が施行日となる。

イ―3 健康保険法の改正（昭和一四年四月六日法律第七四号／第四次改正）

第四十七条 （一項、改正なし）

② 主務大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則四四条ノ二（昭和一五年五月三十一日厚生省令第一九号によつて新設）により、結核性疾病を指定）注）ニ関シテハ保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年ニ至ル迄継続シテ療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ヲ為スコトヲ得但シ其ノ保険給付ヲ始メタル日前勅令ノ定ムル期間引続キ被保険者タリシ者ニ限ル

③ 傷病手当金ハ其ノ支給期間ヲ経過セザルトキト雖モ療養ノ給付ヲ為シ得ル期間ヲ経過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（以下、略）

【注】 昭和十五年六月二十六日勅令第四三一号により、健康保険法四七条二項および三項の改正規定については、同年七月一日が施行日となる。

イ 4 健康保険法の改正（昭和一七年二月二一日法律第三八号／第六次改正）

第四十四条ノ二 療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ其ノ給付ヲ始メタル日より起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

② 主務大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四（昭和一七年二月二八日厚生省令第五九号によつて新設）により、結核性疾病を指定）——注——ニ関シテハ保険者ハ勅令（健康保険法施行令七八条ノ二

——注・後掲）ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ継続シテ療養ノ給付ヲ為スモノトス

第四十五条 被保険者療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手当金トシテ一日ニ付職員ニシ

テ勅令（健康保険法施行令七八条ノ三——注・後掲）ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ報酬日額ノ百分ノ五十二

相当スル金額ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ

因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日より起算シ

第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六条 病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スヘキ傷病手当金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之

ヲ減額スルコトヲ得

第四十七条

傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

② 第四十四条ノ第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③ 略

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（以下、略）

【注】 昭和一七年一二月一〇日勅令第八二五号により、健康保険法四五条の改正規定については、翌一八年一月一日が、四四条ノ二、四六条および四七条の改正規定については、同年四月一日が施行日となる。

【参考】 健康保険法施行令の改正（昭和一七年一二月一〇日勅令第八二六号）

第七十八条ノ二 保険者ハ厚生大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四（昭和一七年一二月二

八日厚生省令第五九号によつて新設）により、結核性疾病を指定——注）ニ関シテハ健康保険法第四十四

条ノ二第一項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年ニ至ル迄継続シテ療養ノ給付ヲ為スモノトス但シ其ノ保険給付ヲ始

メタル日前三月以上引続キ被保険者タリシ者ニ限ル

第七十八条ノ三 健康保険法第四十五条ノ規定ニ依リ傷病手当金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相

当スル金額ヲ受クル者ハ職員ニシテ疾病又ハ負傷ノ為勞務ニ服スルコト能ハザル場合ニ於テ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ引続キ三月以上俸給又ハ給料ノ全額ヲ受クルコトヲ得ベキモノトス

イ―5 健康保険法の改正（昭和一九年二月一六日法律第二一号、労働者年金保険法中改正法律（これにより同法は、厚生年金保険法に改称）附則第一六条による改正）

第四十四条ノ二 削除

第四十七条 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ療養ノ為勞務ニ

服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス（改正ナシ）

② 業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病並ニ主務大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行

規則五六条ノ四（昭和一九年五月二四日厚生省令第一八号によつて一部改正）により、結核性疾病を指定）

ニ関シテハ保険者ハ勅令（健康保険法施行令七九条ノ二――注・後掲）ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ

継続シテ傷病手当金ノ支給ヲ為スモノトス

③ 削除

附 則（労働者年金保険中改正法律の附則――注）

第一条 本法施行ノ期日ハ保険給付ニ関スル改正規定及其ノ他ノ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【注】 昭和一九年五月二四日勅令第三六二号により、健康保険法の改正規定については、同年一〇月一日が施行日となる。

【参考】 健康保険法施行令の改正（昭和一九年五月二四日勅令第三六四号）

第七十八条ノ二 削除

第七十九条ノ二 保険者ハ健康保険法第四十七条第二項ノ規定ニ依リ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之

ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ転帰ニ至ル迄、厚生大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四

（昭和一九年五月二四日厚生省令第一八号によって一部改正）により、結核性疾病を指定——注）ニ関シテハ同法同条第一項ノ期間ヲ超工通ジテ一年ニ至ル迄継続シテ傷病手当金ヲ支給スルモノトス

イ―6 健康保険法の改正（昭和二年四月一日法律第四五号）

第四十五条 被保険者ガ療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ日ヨリ起算シ第四日ヨリ勞務ニ服スル

コト能ハザリシ期間傷病手当金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第四十七条 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

② 主務大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四により、結核性疾病を指定——注）ニ関シテハ被保険者ハ勅令（昭和二年一月一日以降「政令」、健康保険法施行令七九条ノ二——注・後掲）ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超工継続シテ傷病手当金ノ支給ヲ為スモノトス

附 則

第一条 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

【注】 昭和二年五月三一日政令第七六号により、四七条一項については、同年六月一日が、四五条および四七条二項については、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）施行の日が施行日となる。

【参考】 健康保険法施行令の改正（昭和二年六月一七日政令第九〇号、労災保険法施行の日から施行）

第七十九条ノ二 被保険者ハ健康保険法第四十七条第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四により、結核性疾病を指定——注）ニ関シテハ同法同条第一項ノ期間ヲ超工通ジテ一

年六月ニ至ル迄継続シテ傷病手当金ヲ支給スルモノトス

イ―7 健康保険法の改正（昭和二十三年七月一〇日法律第一二六号／第七次改正）

第四十五条 被保険者ガ療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ日ヨリ起算シ第四日ヨリ勞務ニ服スル

コト能ハザリシ期間傷病手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第四十六条 病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スヘキ傷病手当金ハ其ノ被扶養者ナキ場合ニ

於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ四十二相当スル金額トス

第四十七条 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ其ノ支給ヲ始メ

タル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス（改正ナシ）

② 厚生大臣ノ指定スル疾病（健康保険法施行規則五六条ノ四により、結核性疾病を指定――注――ニ関シテハ

被保険者ハ前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年六月ニ至ル迄継続シテ傷病手当金ノ支給ヲ為スモノトス

附 則

1 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。（但書、略）

イ―8 健康保険法の改正（昭和三十三年三月三一日法律第四二二号／第二次改正）

第四十七条 （一項、改正ナシ）

② 厚生大臣ノ指定スル疾病（昭和三十三年四月三〇日厚生省令第九号によつて改正された、健康保険法施行規

則五五条（旧五六条ノ四に相当）により、結核性疾病を指定――注――ニ関シテハ被保険者ハ前項ノ期間ヲ超エ

通ジテ一年六月ニ至ル迄、傷病手当金ノ支給ヲ為スモノトス

附 則

（施行期日）

第一条 この法律中……その他の規定は「昭和三十二年五月一日から施行する。（ただし書、略）」

イ―9 健康保険法の改正（昭和五十二年二月一六日法律第八六号）

第四十七条 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ其ノ支給ヲ始メ

タル日ヨリ起算シ一年六月ヲ以テ限度トス

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。（ただし書、略）

イ―10 健康保険法の改正（平成六年六月二九日法律第五六号）

第四十六条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。（ただし書、略）

イ―11 健康保険法の改正（平成一四年八月二日法律第一〇二号）

（傷病手当金）

第九十九条

被保険者が療養のため労務に服することができなときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬月額（標準報酬月額の三十分の一に相当する額（略）をいう。略）の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。（ただし書、略）

イ―12 健康保険法の改正（平成一八年六月二一日法律第八三号）

（傷病手当金）

第九十九条

被保険者（任意継続被保険者を除く。略）が療養のため労務に服することができなときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬月額（標準報酬月額の三十分の一に相当する額（略）をいう。以下、略）の三分の二に相当する金額（略）を支給する。

2 略(改正ナシ)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、……の規定 平成十九年四月一日(九九条の改正は、第二条による——注)

条文の位置や内容が、少しずつ時間をかけて修正される。健康保険法の歩みを一言で表せば、このようになる。昭和五三年一月一日をもって、傷病手当金の支給期間は、「六月」から「一年六月」へと、一気に延長をみたといえ、そのためには、およそ五〇年の歳月を必要とした。

結核性疾病について特例として認められていた支給期間を、その他の傷病にも適用する。たしかに、形の上ではこのようになったとはいえるものの、結核性疾病に対する支給期間が「一年六月」に延長された労災保険法施行の日(昭和三二年九月一日)⁽²³⁾から数えても、この間には約三〇年の歳月が経過している。

健康保険が基本的に労使の拠出する保険料によって賄われることを思えば、この程度の時間を要したとしても、おかしくはない。民間企業を対象とした制度改正には、通常、この程度の時間は必要になる。むしろ、こう考えるのが素直といえよう。

2 国家公務員共済組合法と傷病手当金

他方、法律に定める傷病手当金については、以下にみるように、公務員の共済組合も民間の健康保険と、大勢としてはその歩調を合わせざるを得なかった、といえる。第二次大戦後に制定をみた、国家公務員共済組合法がそれである。⁽²⁴⁾

法律番号が示しているように、昭和五二年、平成六年および同一八年の法改正が同じ法律のもとで行われているのは、その例証である。⁽²⁵⁾ また、支給額のほか、支給期間についても、「結核性の病氣」を除けば、現在では差異のないものとなっていることが、双方の比較からはわかる。⁽²⁶⁾

しかしながら、附加給付という奥の手も、一方にはあつた。各共済組合の規約に定める傷病手当金附加金の支給は、平成二六年四月一日以降、形の上ではその支給期間が「六月」に短縮をみたといえ、それでも三年の休職期間はすべてカバーすることのできる仕組みが、従前から用意されていた。すなわち、最初の一年間は俸給等の八割、次の一年六か月間は傷病手当金、そして最後の六か月間は傷病手当金附加金の支給を受ける、というもはや既得権と化した受給構造がそれである。⁽²⁷⁾

ただ、このような現状がはたして今後とも維持できるのか。また、これを維持すべきなのかどうか。それが今、公務員の世界には問われている。こういっても、誤りではあるまい。

口―1 国家公務員共済組合法の制定（昭和二十三年六月三〇日法律第六九号、旧法）

（傷病手当金）

第五十五条

組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合においては、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾病に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

附 則

（施行期日）

第八十五条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

口—2 国家公務員共済組合法の制定（昭和三十三年五月一日法律第一二八号、現行法）

（傷病手当金）

第六十六条

組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の百分の六十に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から通算して六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

4 以下、略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。（ただし書、略）

口—3 国家公務員共済組合法の改正（昭和三十六年六月一九日法律第一五二号）

（傷病手当金）

第六十六条 （一・二項、改正なし）

- 3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して六月間（結核性の病気については、三年間）とする。
- 4 以下、略

附 則

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（ただし書、略）

口―4 国家公務員共済組合法の改正（昭和五二年二月一六日法律第八六号）

第六十六条 （一・二項、改正なし）

- 3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

- 4 以下、略

附 則

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。（ただし書、略）

口―5 国家公務員共済組合法の改正（昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号）

（傷病手当金）

第六十六条

組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、標準報酬の日額の百分の五十に相当する金額とする。

3 以下、略

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

口―6 国家公務員共済組合法の改正（平成六年六月二九日法律第五六号）

（傷病手当金）

第六十六条 （二項、改正なし）

2 削除（三項を二項に繰り上げ）

3 以下、略（一項ずつ繰り上げ）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。(ただし書、略)

口―7 国家公務員共済組合法の改正(平成一八年六月二二日法律第八三号)

(傷病手当金)

第六十六条 組合員(……任意継続組合員を除く。略)が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養

のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額(略)を支給する。

2 以下、略(改正なし)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 第二条、……附則……第五十六条、……の規定 平成十九年四月一日(六六条の改正は、附則五六条による――注)

【後記】

官吏の病気休暇制度が明治時代に始まることは、人事法令研究会編『人事小六法』（学陽書房、各年版）に、明治二五年の高等官官等俸給令（明治四三年に全面改正）が抄録されていることにより知った。また、傷病休職制度については、人事院が編集発行した『人事行政五十年の歩み』（平成一〇年）に断片的な記述が散在しており、これがその沿革をたどるための手掛かりとなった。

（1）公務員気質については、小寫『労働法の「常識」は現場の「非常識」——程良い規制を求めて』（中央経済社、平成二六年）一九一頁を参照。

（2）職員（一般職の国家公務員）の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇および介護休暇の四種類がある（勤務時間法一六条）が、介護休暇についてののみ、給与を減額する（無給とする）ことが法定されている（同法二〇条三項）。詳しくは、小寫・前掲書（注1）一九五—一九六頁を参照。

（3）芦屋郵便局事件Ⅱ大阪高判平成一二・三・二二判タ一〇四五号一四八頁を参照。

（4）森園幸男・吉田耕三・尾西雅博編『逐条国家公務員法（全訂版）』（学陽書房、平成二七年）六五二頁を参照。

（5）具体的には、業務上の傷病による療養のための休業期間中の解雇を禁止した労働基準法一九条が、国家公務員（一般職の職員）には適用されない。この点において、地方公務員とは事情が異なる。詳しくは、小寫典明・豊本治「地方公務員への労働基準法の適用」『阪大法学』六三巻二・四号七頁以下、一九一—二三頁を参照。

（6）武官でいうと、少将以上が勅任官、少尉から大佐までが奏任官に当たる。

（7）戦前の概略については、小寫『法人職員・公務員のための労働法72話』（ジアース教育新社、平成二七年）一七九頁を参照。ただ、勅令に初めて定めが置かれたのは、明治二四年の高等官任命及俸給令（本文ロー1—1）が最初であった。この点について、同書の記述を修正しておきたい。

（8）したがって、明治二五年までは、高等官の年俸は、年四回に分けて支給されていた（毎月支給されていなかった）ということになる。

（9）正確には、判任官俸給令の廃止は勅令第一九二号によるが、高等官官等俸給令の廃止は勅令第一九三号による。

（10）ただし、官吏俸給令七条に定める「私事の故障に係る部分については、別段の定めとしての給与の減額の制度の確立

等により、はやくにその効力は消滅したもの」とされていた。森園幸男・大村厚至共著『公務員給与法精義（第四次全訂版）』（学陽書房、平成二〇年）四九五頁を参照。

(11) 給与法の名称変更については、小寫・前掲書（注7）二二九―二三〇頁を参照。なお、給与法単独の法改正は、今日までに四六回も行われている（こうした単独法としての改正のみ、第〇〇次改正という）が、このような例は珍しい。

(12) 病気休暇における結核性疾患の特例的取扱いについては、森園・大村・前掲書（注10）四九七頁を参照。そこでは、官庁職員結核対策要綱（昭和一九年一月二七日次官会議決定）に基づく賜暇休養が、その淵源であったとされている。

(13) 原文は、括弧書きではなく、小文字の二行表示。

(14) ただ、滝川事件をはじめ、休職がこうした包括的事由のもとに濫用される嫌いのあったことは、広く知られている。

(15) 待遇官吏は法令上の用語でもあった（陸海軍所属待遇官吏俸給令（明治四三年三月二八日勅令第一五〇号）ほか）が、法令に定義規定が置かれたことはなかった。

(16) 公立学校職員には含まれない小学校教員についても、小学校令施行規則（明治三三年八月二日文部省令第一四号、大正三年一〇月五日文部省令第三〇号による改正後のもの）は、一五三条本文で「休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス」と定めていた。しかし、「市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ区ニ於テ特別ノ事情アル場合……ニ対シテハ之ヲ給セサルコトヲ得」との但書があり、不支給とされた例も少なくなかったという。水木梢著『教員生活不安対策我等の正当防衛』（高踏社、昭和五年、国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵）五三―五六頁を参照。

(17) 教特法の制定経緯については、文部科学省がネット上で公開している文部省編『学制百年史』（帝国地方行政学会、昭和五六年）第二編第一章第五節四「教員の身分・処遇と団体活動」中の「教育公務員特例法」に関する項を参照。

(18) 第四回国会参議院文部委員会（昭和二三年二月一日）における辻田力文部省調査局長の答弁。同委員会の会議録第二号から引用。なお、この答弁も示唆しているように、療養のための休暇・休職制度には、他者への感染を防止するという意味もある。この点につき、小寫「新・国立大学法人と労働法」第16回『文部科学教育通信』三八四号（平成二八年三月二八日号）一〇―一一頁、特に一〇頁を併せ参照。

(19) 小寫・前掲（注18）一〇頁を併せ参照。

(20) ただし、公務員の世界における三年はいかにも長すぎる。休職期間が一年を超えると見直しが必要とする、実務家の指

摘もある。寺前隆・岡崎教行・宮島朝子共著『使用者側弁護士からみた「標準」中小企業のモデル就業規則策定マニュアル』（日本法令、平成二十七年）五〇―五一頁を参照。なお、戦前から戦後にかけては、一年がスタンダードであったとされる。この点につき、ダイヤモンド社発行の『ダイヤモンド実務知識』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵）の第一改版（昭和二十二年）六一―六二頁、および第五改版（昭和三十三年）六〇頁を参照。

(21) 社会保険審査会事件Ⅱ 最小判昭和四九・五・三〇民集二八巻四号五五一頁を参照。「療養のための就労不能により報酬を受けることができない被保険者に、一定の限度でその生活を保障して療養に専念しうる状態」を提供することに、傷病手当金の意義はあるとする。

(22) 実際にも、傷病手当金の支給が開始されて間もない、昭和二年度から一〇年度における支給件数をみると、支給期間が一五〇日を超えたケース（一五〇日超一八〇日以下）は、いずれの年度においても一〇程度にとどまっていた。保険院社会保険局編纂『昭和二十一年度・健康保険事業年報』（昭和二十三年五月発行、国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵）第一二表「傷病手当金ノ期間別件数（政府管掌）」を参照。

(23) 先にみたように、結核性疾病に係る傷病手当金の支給期間を「一年六月」と規定した改正健康保険法施行令七九条ノ二は、改正施行令附則の定めるところにより「労働者災害補償保険法施行の日から、これを施行することとされ、他方「労働者災害補償保険法の施行期日を定める政令」（昭和二十二年八月三十一日政令第一七一号）は「昭和二十二年九月一日から、これを施行する」と定めた。ただ、健康保険法のコンメンタールである『健康保険法の解釈と運用』（法研、平成二十一年）一二三―一頁は、その実施時期を昭和二十三年からとする。

(24) 以下、紙数の都合により、戦前の共済組合の動きには触れない。なお、後に述べる国家公務員共済組合法（旧法）の附則九九条によって廃止された勅令には、鉄道共済組合令（明治四〇年四月一九日勅令第一二七号）ほか、一二本の勅令が含まれていた。

(25) なお、これらの改正法のタイトルは、いずれも「健康保険法等の一部を改正する法律」であった。

(26) ただ、国家公務員共済組合法の場合には、「結核性の病氣」がそれ以外の傷病に係る手当金の支給期間延長に対して、直接影響を与えなかったことに注意。

(27) 詳しくは、小畠・前掲書（注7）一〇三―一〇八頁を参照。